

割引サービス特典付き定期積金「いざでばん」スーパー定期貯金規定（単利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。
 - A 現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。
 - C 定期貯金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするこの貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、中間利息定期貯金の利率は、中間利払日における当組合（会）所定の利率を適用します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

- | | | |
|---|--------------|---------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1 年以上 3 年未満 | 約定利率×70% |
- ② 預入日の 3 年後の応当日から預入日の 4 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|------------------|---------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2 年 6 か月以上 4 年未満 | 約定利率×90% |
- ③ 預入日の 4 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|--------------|---------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1 年以上 2 年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2 年以上 3 年未満 | 約定利率×40% |
| E | 3 年以上 5 年未満 | 約定利率×80% |
- ④ 預入日の 5 年後の応当日から預入日の 7 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-----------------------|---------------|
| A | 6 か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6 か月以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×10% |
| C | 1 年 6 か月以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3 年以上 4 年未満 | 約定利率×40% |
| F | 4 年以上 5 年未満 | 約定利率×60% |
| G | 5 年以上 7 年未満 | 約定利率×80% |
- ⑤ 預入日の 7 年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|--------------|---------------|
| A | 1 年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 1 年以上 2 年未満 | 約定利率×10% |
| C | 2 年以上 3 年未満 | 約定利率×20% |
| D | 3 年以上 4 年未満 | 約定利率×30% |
| E | 4 年以上 5 年未満 | 約定利率×50% |
| F | 5 年以上 6 年未満 | 約定利率×60% |
| G | 6 年以上 8 年未満 | 約定利率×70% |
| H | 8 年以上 10 年未満 | 約定利率×80% |
- ⑥ 預入日の 10 年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-------------|---------------|
| A | 1 年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 1 年以上 2 年未満 | 約定利率× 5% |
| C | 2 年以上 3 年未満 | 約定利率×10% |
| D | 3 年以上 4 年未満 | 約定利率×20% |
| E | 4 年以上 5 年未満 | 約定利率×30% |
| F | 5 年以上 6 年未満 | 約定利率×40% |
| G | 6 年以上 7 年未満 | 約定利率×50% |
| H | 7 年以上 8 年未満 | 約定利率×60% |
| I | 8 年以上 9 年未満 | 約定利率×70% |

J 9年以上10年未満 約定利率×80%

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

(4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合(会)は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合(会)は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合(会)に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合(会)への通知が行われていること
 - ② 当組合(会)の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合(会)に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合(会)は、当組合(会)へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合(会)に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合(会)が証明した場合は、当組合(会)は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合(会)への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明し

た場合には、当組合（会）は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（中間利息定期貯金）

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。
 - ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
 - ③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、も

しくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当たりします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第13条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の

通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期積金「いざでばん」自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合（会）所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続スーパー定期貯金2年ものの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座に入金します。
 - B 中間払利息を定期貯金とする場合には、中間利払日にその自動継続スーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするスーパー定期貯金（以下、「中間利息定期貯

金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当組合(会)所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期貯金の元利金とともに合計して自動継続スーパー定期貯金2年ものに継続します。

C 現金で受取る場合には、当組合(会)所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合(会)所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの貯金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上2年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%
D 2年以上3年未満	約定利率×40%
E 3年以上4年未満	約定利率×80%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%
C 1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
D 2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
E 3年以上4年未満	約定利率×40%
F 4年以上5年未満	約定利率×60%

⑤ 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A	1年未満	解約日における普通貯金利率
B	1年以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×50%
F	5年以上6年未満	約定利率×60%
G	6年以上7年未満	約定利率×70%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A	1年未満	解約日における普通貯金利率
B	1年以上2年未満	約定利率×5%
C	2年以上3年未満	約定利率×10%
D	3年以上4年未満	約定利率×20%
E	4年以上5年未満	約定利率×30%
F	5年以上6年未満	約定利率×40%
G	6年以上7年未満	約定利率×50%
H	7年以上8年未満	約定利率×60%
I	8年以上9年未満	約定利率×70%
J	9年以上10年未満	約定利率×80%

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（中間利息定期貯金）

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第3条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。
 - ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

- ③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第3条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替

金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期積金「いざでばん」スーパー定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

なお、この貯金は、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上の金額で一部支払います。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上2年未満	約定利率×20%

D	2年以上3年未満	約定利率×40%
E	3年以上5年未満	約定利率×80%

- ③ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	6か月未満	解約日における普通貯金利率
B	6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%
C	1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
D	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上5年未満	約定利率×60%
G	5年以上7年未満	約定利率×80%

- ④ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

A	1年未満	解約日における普通貯金利率
B	1年以上2年未満	約定利率×10%
C	2年以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×50%
F	5年以上6年未満	約定利率×60%
G	6年以上8年未満	約定利率×70%
H	8年以上10年未満	約定利率×80%

- ⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A	1年未満	解約日における普通貯金利率
B	1年以上2年未満	約定利率×5%
C	2年以上3年未満	約定利率×10%
D	3年以上4年未満	約定利率×20%
E	4年以上5年未満	約定利率×30%
F	5年以上6年未満	約定利率×40%
G	6年以上7年未満	約定利率×50%
H	7年以上8年未満	約定利率×60%
I	8年以上9年未満	約定利率×70%
J	9年以上10年未満	約定利率×80%

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、

それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請

求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除き

ます。)

- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)を要する。

A 公告の対象となる貯金であるかの該当性

B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第12条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合(会)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合(会)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、適用する。

④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第13条に掲げる異動事由

B 当組合(会)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合(会)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、適用する。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合(会)が入出金の予定を把握することができるものに限り、)に限り、適用する。当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合(会)を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替

金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期積金「いざでばん」自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合（会）所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。

① 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

A 6か月未満	解約日における普通貯金利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%

- | | | |
|---|----------------------------|---------------|
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
| ② | 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 | |
| A | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| ③ | 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 | |
| A | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6か月以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
| ④ | 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 | |
| A | 1年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 1年以上2年未満 | 約定利率×10% |
| C | 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D | 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| E | 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |
| F | 5年以上6年未満 | 約定利率×60% |
| G | 6年以上7年未満 | 約定利率×70% |
| ⑤ | 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合 | |
| A | 1年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 1年以上2年未満 | 約定利率×5% |
| C | 2年以上3年未満 | 約定利率×10% |
| D | 3年以上4年未満 | 約定利率×20% |
| E | 4年以上5年未満 | 約定利率×30% |
| F | 5年以上6年未満 | 約定利率×40% |
| G | 6年以上7年未満 | 約定利率×50% |
| H | 7年以上8年未満 | 約定利率×60% |
| I | 8年以上9年未満 | 約定利率×70% |
| J | 9年以上10年未満 | 約定利率×80% |

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しな

い場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じ

た損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）に限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金

債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」スーパー定期貯金規定 (利息分割型)

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から5年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。なお、下記①から④による利息が指定口座に入金できず、現金で受けとる場合には当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

① 利息の支払が1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

② 利息の支払が2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

③ 利息の支払が3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

④ 利息の支払が6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日（満期

日が休日の場合は翌営業日)に指定口座へ入金します。

- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
- ① 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
- ② 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |
- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | |
|---------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- ④ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
- ⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | |
|------------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| C 1年6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| F 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
- なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資

料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。

- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはでき

ません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができます。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合(会)は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと(当組合(会)からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 貯金者等(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り、)。
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

- ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合(会)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合(会)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、
- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合(会)が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合(会)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合(会)が入出金の予定を把握することができるものに限り、)、当該入出金が行われた日または入出金が行

われないことが確定した日。

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じて、この貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」自動継続スーパー定期貯金規定 (利息分割型)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合（会）所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の1年後の応当日から5年後の応当日を満期日としたこの貯金の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された貯金口座に入金する場合には、次によります。なお、下記①から④による利息が指定口座に入金できず、現金で受けとる場合には当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。

① 利息の支払が1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。

② 利息の支払が2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。

③ 利息の支払が3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定

口座へ入金します。

④ 利息の支払が6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として指定口座へ入金します。約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日に指定口座へ入金します。

(2) この貯金の満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金します。

(3) 継続を停止した場合のこの貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |

② 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |

③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | |
|---------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

④ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | |
|-------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |

⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | |
|------------------|---------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B 6か月以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| C 1年6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| F 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事

項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支

払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」変動金利定期貯金規定（単利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- a 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- b 1年以上2年未満 約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- a 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- b 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- c 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- d 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- e 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員

- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われて

いること

- ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があ

ったこと

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって

第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」自動継続変動金利定期貯金規定 (単利型)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、預入金額に応じて継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利率の変更)

この貯金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。
 - ② 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引い

た残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）を、この貯金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
- A 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b | 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場

合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。

(3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合(会)に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合(会)への通知が行われていること
 - ② 当組合(会)の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合(会)に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合(会)は、当組合(会)へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合(会)に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合(会)が証明した場合は、当組合(会)は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合(会)への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明した場合には、当組合(会)は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合(会)に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合(会)が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合(会)が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻し請求権は消滅します。
- (7) 当組合(会)が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合(会)は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）

- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金

債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」変動金利定期貯金規定（複利型）

1.（貯金の支払時期）

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2.（証券類の受入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3.（利率の変更）

この貯金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4.（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
- ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者
- ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後

見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこ

れに付随して行われたこと

- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

11.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」自動継続変動金利定期貯金規定 (複利型)

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、預入金額に応じて継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利率の変更)

この貯金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じてその日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示の利率に、この貯金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合（会）所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この貯金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利 息)

- (1) (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記第3条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。なお、満期日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
- (2) 継続を停止した場合のこの貯金の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率により計算します。
- (3) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）

から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

- A 6か月未満 解約日における普通貯金利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用

いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。) から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明した場合には、当組合(会)は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと

B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 貯金者が、被害状況についての当組合(会)に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当組合(会)が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当組合(会)が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当組合(会)が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合(会)は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。

- (2) 当組合(会)がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合(会)所定の書式により行います。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当組合(会)が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合(会)に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合(会)に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合(会)に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合(会)に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合(会)に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合(会)に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当組合(会)の指定する順序方法により充當

いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

A 第13条に掲げる異動事由

B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した事。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。

① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

(4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

(1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によりこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」大口定期貯金規定

1. (貯金の支払時期)

この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
 - B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座に入金します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①、②いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。
 - ① 次の預入期間に応じた利率
 - A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
 - a 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - b 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - c 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

- | | | |
|---|-------------|----------|
| d | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|--------------|---------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| b | 6か月以上1年6か月未満 | 約定利率×30% |
| c | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| d | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| e | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×80% |
- C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-----------|---------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| b | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| c | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| d | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| e | 3年以上5年未満 | 約定利率×80% |
- D 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|----------------|---------------|
| a | 6か月未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| b | 6か月以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| c | 1年6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| d | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| e | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| f | 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
| g | 5年以上7年未満 | 約定利率×80% |
- E 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-----------|---------------|
| a | 1年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| b | 1年以上2年未満 | 約定利率×10% |
| c | 2年以上3年未満 | 約定利率×20% |
| d | 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| e | 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |
| f | 5年以上6年未満 | 約定利率×60% |
| g | 6年以上8年未満 | 約定利率×70% |
| h | 8年以上10年未満 | 約定利率×80% |
- F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合
- | | | |
|---|-----------|---------------|
| a | 1年未満 | 解約日における普通貯金利率 |
| b | 1年以上2年未満 | 約定利率×5% |
| c | 2年以上3年未満 | 約定利率×10% |
| d | 3年以上4年未満 | 約定利率×20% |
| e | 4年以上5年未満 | 約定利率×30% |
| f | 5年以上6年未満 | 約定利率×40% |
| g | 6年以上7年未満 | 約定利率×50% |
| h | 7年以上8年未満 | 約定利率×60% |
| i | 8年以上9年未満 | 約定利率×70% |
| j | 9年以上10年未満 | 約定利率×80% |

② 次の算式により計算した利率

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合（会）所定の利率をいいます。

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変

更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺される

ものとしします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとしします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとしします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとしします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとしします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとしします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとしします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとしします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由と

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第 13 条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

以上

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」自動継続大口定期貯金規定

1. (自動継続)

- (1) この貯金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の大口定期貯金に自動的に継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合（会）所定の利率とします。ただし、この貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) (1) この貯金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の貯金の中間利払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの貯金と

ともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算します。

- (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の①、②いずれか低い利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 次の預入期間に応じた利率

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×40%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×60%

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金利率
b	6か月以上1年6か月未満	約定利率×30%
c	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
d	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
e	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%

C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上2年未満	約定利率×20%
d	2年以上3年未満	約定利率×40%
e	3年以上4年未満	約定利率×80%

D 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金利率
b	6か月以上1年6か月未満	約定利率×10%
c	1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
d	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
e	3年以上4年未満	約定利率×40%
f	4年以上5年未満	約定利率×60%

E 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

a	1年未満	解約日における普通貯金利率
b	1年以上2年未満	約定利率×10%
c	2年以上3年未満	約定利率×20%
d	3年以上4年未満	約定利率×30%
e	4年以上5年未満	約定利率×50%
f	5年以上6年未満	約定利率×60%
g	6年以上7年未満	約定利率×70%

F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合

a	1年未満	解約日における普通貯金利率
b	1年以上2年未満	約定利率×5%
c	2年以上3年未満	約定利率×10%

d	3年以上4年未満	約定利率×20%
e	4年以上5年未満	約定利率×30%
f	5年以上6年未満	約定利率×40%
g	6年以上7年未満	約定利率×50%
h	7年以上8年未満	約定利率×60%
i	8年以上9年未満	約定利率×70%
j	9年以上10年未満	約定利率×80%

② 次の算式により計算した利率

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日（継続したときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合（会）所定の利率をいいます。

なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。

(5) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、貯金者が個人である場合には、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、

「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合(会)が証明した場合は、当組合(会)は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合(会)への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明した場合には、当組合(会)は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合(会)に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合(会)が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合(会)が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合(会)が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合(会)は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合(会)がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合(会)所定の書式により行います。

10. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当組合(会)が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合(会)に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合(会)に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合(会)に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合(会)に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらか

じめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。

- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合(会)が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合(会)があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと(ただし、当組合(会)が入出金の予定を把握することができるものに限りします。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合(会)を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合(会)が承諾したときは、貯金者は、当組合(会)に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合(会)に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4) 当組合(会)は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合(会)がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合(会)に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合(会)は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、

民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」期日指定定期貯金規定

1. (貯金の支払時期等)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限（最長預入期限が休日の場合は最長預入期限を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。
- (2) 満期日は、この貯金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日）から通帳または証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この貯金の一部について満期日を定めるときには、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）
- (2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (貯金の解約、書替継続)

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押

印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

- (3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (4) 前3項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (5) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日（満期日が休日の場合は翌営業日）に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。
- (6) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

5.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳・証書による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合（会）が証明した場合は、当組合（会）は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合（会）への通知が、通帳・証書が盗取された日（通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合（会）が証明した場合には、当組合（会）は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合（会）が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合（会）に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合（会）が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合（会）が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合（会）が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合（会）は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合（会）がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合（会）所定の書式により行います。

10.（通知等）

届出のあった名称、住所にあてて当組合（会）が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11.（保険事故発生時における貯金者からの相殺）

- (1) 第1条第1項および第2項にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合（会）に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合（会）に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合（会）に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合（会）に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金

等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第12条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。

- ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

14.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

15.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(令和6年7月1日現在)

割引サービス特典付き定期貯金「いざでばん」自動継続期日指定定期貯金規定

1. (自動継続)

- (1) この貯金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期貯金として継続します。継続された貯金についても同様とします。
- (2) この貯金の継続後の利率は、継続日における当組合（会）所定の利率とします。ただしこの貯金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前営業日までにその旨を当店に申出てください。
- (4) 自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が 300 万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金（複利型）に切り替わります。

2. (貯金の支払時期等)

- (1) この貯金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この貯金の全部または一部について、預入日の 1 年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の 1 年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその 1 か月前までに通知をしてください。この貯金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この貯金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から 1 か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から 1 か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この貯金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは貯金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは貯金になりません。不渡りとなった証券類は、この貯金が通帳扱いのときは、この貯金の通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、この貯金が証書扱いのときは、この貯金の証書と引換えに、当店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法で計算します。
 - ① 1 年以上 2 年未満 通帳または証書記載の「2 年未満」の利率
 - ② 2 年以上 通帳または証書記載の「2 年以上」の利率（以下、「2 年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の貯金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座

に入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合（会）所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。
- (5) 第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この貯金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%なお、やむを得ず解約した場合、特典の権利は失効します。
- (6) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.（貯金の解約、書替継続）

- (1) この貯金は、当組合（会）がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この貯金を解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- (3) この貯金の一部について解約または書替継続するときは、当組合（会）所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (4) 前3項の解約または書替継続の手續に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合（会）所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合（会）が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合（会）はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合（会）はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。
 - ① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合（会）の信用を毀損し、または当組合（会）の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

6.（届出事項の変更、通帳・証書の再発行等）

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合（会）に過失がある場合を除き、当組合（会）は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの貯金の元利金の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当組合（会）所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。

8.（印鑑照合）

定期貯金解約申込書、定期貯金書替継続申込書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合（会）は責任を負いません。なお、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9.（盗難通帳・証書による払戻し等）

- (1) 盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合（会）に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳・証書の盗難に気づいてからすみやかに、当組合（会）への通知が行われていること
 - ② 当組合（会）の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合（会）に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合（会）は、当組合（会）へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合（会）に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下、

「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失(重過失を除く。)があることを当組合(会)が証明した場合は、当組合(会)は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合(会)への通知が、通帳・証書が盗取された日(通帳・証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳・証書を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合(会)が証明した場合には、当組合(会)は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当組合(会)が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと
 - B 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 貯金者が、被害状況についての当組合(会)に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳・証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合(会)が当該貯金について貯金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、貯金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合(会)が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該貯金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合(会)が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合(会)は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳・証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して貯金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この貯金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合(会)がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合(会)所定の書式により行います。

11. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当組合(会)が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)

- (1) 第2条1項にかかわらず、この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合(会)に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合(会)に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合(会)に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合(会)に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は直ちに当組合（会）に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合（会）に対する債務である場合には貯金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合（会）の指定する順序方法により充当たします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合（会）は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合（会）に到達した日までとして、利率、料率は当組合（会）の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合（会）の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合（会）の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合（会）は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合（会）からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
 - B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があったこと

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。
- ① 第13条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発し

た日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

- ④ この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - A 第13条に掲げる異動事由
 - B 当組合（会）が貯金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合（会）があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、当該支払停止が解除された日。
 - ④ この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続が終了した日。
 - ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合（会）が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。

15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この貯金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、貯金者等は、当組合（会）を通じてこの貯金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合（会）が承諾したときは、貯金者は、当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 貯金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合（会）に委任します。
 - ① この貯金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当組合（会）は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合（会）がこの貯金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合（会）に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解除をした場合であっても存続するものとします。

16.（規定の変更等）

- (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合（会）は、この規定の各

条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和 3 年 4 月 1 日現在)